

栃木県におけるアレルギー疾患対応の基本方針

I 学校における対応の基本方針

1 アレルギー疾患の理解と情報の把握・共有

- (1) アレルギー疾患を有する児童生徒について、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づき、個々の状態の把握を毎年行う。
- (2) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出している児童生徒について、定期的（1年に1回以上）に医療機関での受診・検査を勧奨する。
- (3) 家庭におけるアレルギー疾患の対応状況について把握する。
- (4) 活動に応じた「個別の取組プラン」を作成する。
- (5) 「アレルギー疾患対応委員会」等を設置する。
- (6) 教職員全員がアレルギー疾患を有する児童生徒の情報を共有する。

2 日常の取組と事故予防

- (1) 主治医と連携し、アレルギー疾患を有する児童生徒の状況を把握する。
- (2) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づく対応を行うとともに、対応について保護者や主治医と共通理解を図る。
- (3) 必要に応じて「個別の取組プラン」の見直しを行う。
- (4) 「アレルギー疾患対応委員会」等を随時開催する。
- (5) 保護者と連携し、アレルギー疾患を有する児童生徒の状況を把握する。

3 緊急時の対応

- (1) 緊急時対応マニュアル等を作成する。
- (2) 校内体制を整備する。
- (3) 主治医等関係医療機関、共同調理場、保護者等関係者との連携体制を整備する。
- (4) 校内研修及び緊急時を想定した訓練を毎年、実施する。

II 教育委員会における対応の基本方針

1 学校設置者の対応

- (1) 基本方針を策定し、運用する。
- (2) 各学校と情報を共有し、把握する。
- (3) 地域医療機関及び地域消防機関との連携を図る。
- (4) 校内体制の整備についての指導・助言を行う。
- (5) アレルギー疾患に関する研修の実施及び研修機会を確保する。
- (6) 各学校における校内研修の充実を図る。
- (7) 学校におけるアレルギー疾患の対応について、保護者の理解が得られるよう、啓発する。

2 県教育委員会の対応

- (1) 基本方針を策定し、運用する。
- (2) 定期的な協議の場を設け、事故やヒヤリハット事例等の情報収集、改善策等の検討を行う。
- (3) 市町教育委員会及び県医師会、消防機関等と連携し、情報の共有化を図る。
- (4) アレルギー疾患に関する研修の実施及び研修機会を確保する。